

得やすくなるという意見に対して、以下の問題が論点となるだろうということです。

1. 短期間で資格を得ることが出来るとなれば、保険料納付意欲が低下し、未納問題が一層深刻になる。
2. 低額の年金者を増加させることにつながりかねず、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになるおそれはないか。
3. 諸外国では無業や低所得者については適用除外、任意加入とされており、日本とは制度の基本的な考え方や仕組みが異なっていることをどう考えるか。
4. 受給資格期間を短縮した場合、資格期間分だけの保険料納付者と、40年全て免除を受けた者との年金額のバランスをどう考えるか。

●西尾はこう思います

1.の論点については、保険料収入減が、世代間扶養を原則とする現行制度の根幹の問題に大きな影響を与えることも背景にあるのかという気がします。

20歳代の方たちに年金の説明をするときに、彼等は

「うわ～、25年も払うの。途中で払えなくなった時は掛け捨てになるの??」

と必ず驚きます。

免除制度の説明をしても、まず25年と言う期間の長さに最初から拒否反応があります。

オール・オア・ナッシングの感覚です。

拒否反応を解消する意味では10年という期間は妥当かと思います。

2.の論点については、自己責任の観点からみれば当然の帰結であり、そこまで考慮しなければならないかなと感じます。

3.については意見なし。

4.については、10年で資格期間が出来て、その後支払いをしなかった場合の年金月額が、16500円、一方40年全期間免除では33000円(平成19年価額)と計算されており、確かに年金額にアンバランスを感じます。

将来、無年金者の問題を解消するためにも、選挙期間だけのリップサービスに終わらず、期間短縮についての議論が活発になされることを望みます。

★トピックス～社会保険料の滞納～

社会保険料の滞納については、延滞金率14.6%が課せられていますが、この率の引下げが決定されました。

現行の制度では、保険料を納付期限までに納付しない事業主には、督促状が送付され、指定した期限までの納付がされなければ、従来の納付期限の翌日から実際に納付された前日までの日数で計算された延滞金を支払わなければなりません。

平成21年1月1日からは、税の延滞処理と同様に、一定の日数については、14.6%ではなく4.5%の延滞金率で計算することとされ、その期間は納期限から3箇月間となります。

~~~~~編集後記~~~~~

京都は、16日の五山の送り火を控えて観光にお越しの方で賑わっています。

ですが、事務所のある占出山界隈はオフィス街で、この時期は閑散としています。

いつも、お昼のお弁当を買うお店も、ランチ屋さんも  
お休み。地下鉄は休日ダイヤ。

でも、おなじみのうどんやさんはお店を開けています。  
よかった！これで帰りにビールがいただけます！  
~~~~~

年金についてのご相談なら
西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報
発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
